

高度人材ポイント制において加算対象となる地方公共団体からの必要な経費に関する補助金の交付その他これに準ずる支援措置に係るガイドライン

出入国在留管理庁
令和5年3月策定
令和6年8月改定
令和8年9月改定

国家戦略特別区域内のみにおいて活用できる特例措置として、平成31年3月から「国家戦略特別区域高度人材外国人受入促進事業」を実施してきたところですが、今般、国家戦略特別区域諮問会議における議論等を踏まえ、当該措置を全国展開することとなりました。

そこで、高度人材ポイント制における特別加算項目に、10点を加算するものとして「契約機関が、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るための地方公共団体からの必要な経費に関する補助金の交付その他これに準ずる方法による支援であって、当該地方公共団体における高度人材外国人の受入を促進するものであると法務大臣が認めるものを受けていること。」を追加しています。

当該特別加算項目において、加算の対象となる地方公共団体からの補助金の交付等による支援（以下「加算対象事業」という。）について、法務大臣による認定にあたっては以下「2」に記載のあるような事項を考慮します。

ただし、これらの事項は、法務大臣が考慮する代表的な要素であり、これらの事項に該当する場合であっても、その他の事情を含め総合的に考慮した結果、加算対象事業と認めないこともあります。

1 措置概要

（1）特別加算の趣旨

地方公共団体において高度人材外国人の受入を促進し、産業の国際競争力の強化・国際的な経済活動の拠点の形成を図る。

（2）特別加算の内容

産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るための地方公共団体からの必要な経費に関する補助金の交付等の方法による支援であって、当該地方公共団体における高度人材外国人の受入を促進するものであると法務大臣が認める支援を受けている契約機関において受け入れられる外国人について、高度人材ポイント制において10点の特別加算が認められます。

（3）加算対象事業の要件

地方公共団体がその行う事業について法務大臣の認定を申請し、法務大臣が認めた場合に、加算対象事業となります。

（4）高度人材ポイント制による加算期間

原則として、現に企業が加算対象事業による支援を受けている期間（事業報告

の期間を含まない。)のみ加算期間となります。

2 法務大臣が考慮する事項

加算対象事業に該当するか否か法務大臣が認定する際、下記の項目等を考慮します。

(1) 事業の実施主体

地方公共団体が実施する事業であることが必要です。ただし、事業の一部を関連団体等を通じて実施している場合には、当該団体と地方公共団体の役割分担の状況等に基づき、個別に該当性を判断します。

(2) 対象事業

加算対象事業としては、地方公共団体が企業自体（法令違反状況、業種等）や当該企業の行う事業内容について一定の要件を設け、かつ、適切に審査、選定等を行っていることが必要となります。

また、当該企業の行う支援対象となる事業内容については、事業拡大や本社機能の移転に伴う建物等の新設など、「産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図る」ことを目的としていることが必要となります。

なお、支援対象としている、企業や企業が行う事業等に係る要件が設けられておらず、審査・選定等が行われないうえに企業が希望さえすれば支援が受けられるものは、「本邦の公私の機関における高度人材外国人の受入れを促進し、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成」への寄与の程度が明確ではないため、加算対象事業とは認められません。

(3) 事業の支援方法・規模

支援の方法及び規模については、地方公共団体の補助金の交付や支援税制、外国企業の誘致事業（誘致した企業に対し、税制優遇等の支援を行うもの）などで、「本邦の公私の機関における高度人材外国人の受入れを促進し、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成」へ寄与することが必要となります。

なお、支援の方法については、補助金の交付や支援税制を伴わない場合でも対象となる場合があります。これらの支援の方法にかかわらず、あまりに小規模な支援事業である場合、上記の目的達成に直接的につながるとは考えにくいものとなるため、一定程度の規模を有していることが必要となります。

したがって、例えば、

- ・企業経営に関する小規模な相談会の実施
 - ・単なる事務用品の購入に対して1件100万円以下の補助をする事業
- などの小規模な支援事業では、経済活動への貢献が少ないと考えられることから、加算対象事業として不適当となります。

3 申請方法

申請方法については、出入国在留管理庁 HP に掲載いたしますので御参照ください。また、加算対象事業の一覧についても当該 HP に掲載いたします。

4 報告

加算対象事業について、法務大臣による認定後、以下（１）～（３）に掲げる場合は、関係資料とともに、速やかに出入国在留管理庁まで報告してください。

（１）加算対象事業が終了した場合

（２）加算対象事業の名称や内容（補助金額、対象事業範囲等）に変更があった場合

（３）その他加算対象事業の実施状況等に関し関係地方公共団体が必要であると認める場合

【連絡先】

出入国在留管理庁政策課企画係

電話：045-370-9755（内線6904、5685）